

譲渡性預金規定

1. (預金の支払時期)

この預金は、表面に記載の満期日以後に支払います。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および表面に記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、満期日を預入日の2年後の応当日とした場合には、預入日の1年後の応当日（以下「中間利払日」という。）を基準として、次により取扱います。

① 預入日から中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した利息（以下「中間払利息」という。）を、中間利払日以後に支払います。

なお、中間払利息を請求する場合には、当行所定の譲渡性預金中間払利息支払請求書（以下「中間払利息請求書」という。）に、届出の印章により記名押印して、この証書とともに表面に記載の取扱店に提出してください。

② 中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した利息を、満期日以後に、この預金とともに支払います。

(2) この預金の譲渡があった場合には、この預金の利息は、最終の譲受人に支払います。ただし、中間払利息は、支払請求時の譲受人に支払います。

(3) この預金には、満期日以後は利息を付けません。

(4) この預金の付利単位は1,000万円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (譲渡)

(1) この預金は、利息（未払の中間払利息を含む。）とともにのみ譲渡することができます。その元利金の一部を譲渡することはできません。

(2) この預金の譲渡に関する手続きは次によるものとします。

① 当行所定の譲渡通知書に、譲渡人が届出の印章により記名押印するとともに譲受人が記名押印したうえ、確定日付を付し、遅滞なく、この証書とともに表面に記載の取扱店に提出してください。なお、この譲渡通知書に押印された譲受人の印影は、譲受後のこの預金の届出印鑑とします。

② 当行は、提出されたこの証書に譲渡についての確認印を押印したうえ返却します。

(3) この預金を質入れする場合には、前2項が準用されるものとします。

4. (預金の解約)

(1) この預金は、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を満期日以後に解約するときは、当行所定の払戻請求書欄に届出の印章により記名押印して証書とともに当行に提出してください。

(3) 第2項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始し、当行が預金口座名義人の死亡にかかる手続きを受理した後は、当該名義人の共同相続人全

員の総意（遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下、同じ。）による解約請求でなければ解約できません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。

5.（譲受人に対する規定の適用）

この規定は、この預金の譲受人についても適用されるものとし、その後の譲受人についても同様とします。

以上

（令和2年4月1日現在）